

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月9日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 野菜類 (Vegetables), 雑穀 (Grains), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat), with specific product details and regional restrictions.

\*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字榊、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字榊川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月9日現在

| 青森県          |   | 出荷制限  |
|--------------|---|---|
| 野菜類          | キノコ類(野生のものに限る。)                                       | 青森市、十和田市、階上町  |
| 岩手県          |   | 出荷制限  |
| 野菜類          | 原木クリタケ(露地栽培)  | 一関市、奥州市   |
|              | 原木シイタケ(露地栽培)  | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町   |
|              | 原木ナメコ   | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市  |
|              | キノコ類(野生のものに限る。)                                       | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町   |
|              | タケノコ  | 一関市、陸前高田市、奥州市   |
|              | こしあぶら   | 盛岡市、花巻市、北上市、釜石市、奥州市、住田町   |
|              | ぜんまい  | 一関市、奥州市、住田町   |
|              | せり(野生のものに限る。)   | 一関市、奥州市   |
| 雑穀           | 大豆  | 陸前高田市、奥州市   |
| 穀類           | 大豆  | 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)  |
| 水産物          | ソバ  | 盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)&及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)   |
|              | クロダイ  | 最大高潮時海岸線より岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | スズキ   | 磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)   |
|              | イワナ(養殖を除く。)   | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)   |
|              | ウグイ   | 牛の肉*  |
| 肉            | シカ  | シカ  |
|              | クマ  | クマ  |
|              | ヤマドリ  | ヤマドリ  |
|              | 肉   | 肉   |
| 宮城県          |   | 出荷制限  |
| 野菜類          | 原木シイタケ(露地栽培)  | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町   |
|              | タケノコ  | 白石市、栗原市、丸森町   |
|              | キノコ類(野生のものに限る。)                                       | 栗原市、大崎市   |
|              | くさそてつ(こごみ)  | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町  |
|              | こしあぶら   | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町  |
|              | ぜんまい  | 気仙沼市、大崎市、丸森町  |
| 雑穀           | 大豆  | 栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)   |
| 穀類           | 米(平成25年産)   | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)   |
| 水産物          | ソバ  | 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)  |
|              | ヒガンフグ   | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域  |
|              | クロダイ  | 最大高潮時海岸線より岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | スズキ   | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、暮石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)(ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
|              | イワナ(養殖を除く。)   | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |
|              | ヤマメ(養殖を除く。)   | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)(ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)  |
|              | ウグイ   | 牛の肉*  |
| 肉            | イノシシ  | イノシシ  |
|              | クマ  | クマ  |
|              | 肉   | 肉   |
| 山形県          |   | 出荷制限  |
| 肉            | クマ  | クマ  |
| 茨城県          |   | 出荷制限  |
| 野菜類          | 原木シイタケ(露地栽培)  | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町   |
|              | 原木シイタケ(施設栽培)  | 土浦市、鉾田市、茨城町   |
|              | タケノコ  | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村   |
|              | こしあぶら(野生のものに限る。)                                      | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市   |
| 水産物          | イシガレイ   | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | コモンカスベ  | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | シロメバル   | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | スズキ   | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | ニベ  | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | マダラ   | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|              | ヒラメ   | 最大高潮時海岸線より福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|              | アメリカナマズ(養殖を除く。)                                       | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川  |
| ギンブナ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) |   |
| ウナギ          | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) |   |
| 肉            | イノシシ  | イノシシ  |
| その他          | 茶   | 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村   |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月9日現在

| 栃木県 |                       | 出荷制限  |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)          | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)          | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町  |
|     | 原木クリタケ(露地栽培)          | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町                  |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)           | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町   |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)       | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町   |
|     | タケノコ                  | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町  |
|     | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町  |
|     | こしあぶら(野生のものに限る。)      | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町                                       |
|     | さんしょう(野生のものに限る。)      | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市   |
|     | ぜんまい(野生のものに限る。)       | 日光市、那須町   |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。)           | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)  |
|     | 牛の肉*                  | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | イノシシの肉                | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。  |
|     | シカの肉                  | 全域  |
| その他 | 茶                     | 鹿沼市   |
| 群馬県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村   |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。)           | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)  |
|     | ヤマメ(養殖を除く。)           | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)  |
| 肉   | イノシシの肉                | 全域  |
|     | クマの肉                  | 全域  |
|     | シカの肉                  | 全域  |
|     | ヤマドリ                  | 全域  |
| その他 | 茶                     | 渋川市   |
| 埼玉県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町   |
| 千葉県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)          | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市   |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)          | 君津市、富津市、山武市   |
|     | タケノコ                  | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町  |
| 水産物 | ギンブナ                  | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)   |
| 肉   | イノシシの肉                | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。  |
| その他 | 茶                     | 成田市   |
| 新潟県 |                       | 出荷制限  |
| 肉   | クマの肉                  | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)   |
| 山梨県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村  |
| 長野県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村   |
| 静岡県 |                       | 出荷制限  |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)       | 御殿場市、小山町  |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請





原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年5月9日現在

| 福島県               |  | 出荷制限  |
|-------------------|--|---|
| ウグイ               | H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)   |   |
|                   | H23.6.27～: 阿武隈川のうち偕夫ダムの下流(支流を含む。)  |   |
|                   | H24.3.29～: 秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流部分に限る。)   |   |
|                   | H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし駿川及びその支流を除く。)   |   |
| ウナギ<br>ユウ(養殖を除く。) | H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち堤ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)  |   |
|                   | H24.5.31～: 阿武隈川のうち偕夫ダムの上流(支流を含む。)  |   |
|                   | H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)  |   |
| イワナ(養殖を除く。)       | H23.6.27～: 阿武隈川のうち偕夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)  |   |
|                   | H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)   |   |
|                   | H24.4.12～: 駿川(支流に限る。)  |   |
| コイ(養殖を除く。)        | H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(駿川との合流地点から上流の部分に限る。)          |   |
|                   | H24.5.31～H24.9.19解除: 龍岩川(支流を含む。)   |   |
| フナ(養殖を除く。)        | H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) |   |
|                   | H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち偕夫ダムの下流(支流を含む。)   |   |
| 水産物               | アイナメ   |   |
|                   | アカガレイ  |   |
|                   | アカシタヒラメ  |   |
|                   | イカナゴ(稚魚を除く。)   |   |
|                   | イシガレイ  |   |
|                   | ウスメバル  |   |
|                   | ウミタナゴ  |   |
|                   | エゾイソアイナメ   |   |
|                   | キツネメバル   |   |
|                   | クロウシノシタ  |   |
|                   | クロソイ   |   |
|                   | クロダイ   |   |
|                   | ケムシガジカ   |   |
|                   | コモノカスベ   |   |
|                   | ザクラマス  |   |
|                   | ザブロウ   |   |
|                   | シロメバル  |   |
|                   | スケトウダラ   |   |
|                   | スズキ  |   |
|                   | ニホ   |   |
|                   | ヌマガレイ  |   |
|                   | ハクバガレイ   |   |
|                   | ヒガンフグ  |   |
|                   | ヒラメ  |   |
|                   | ホウボウ   |   |
|                   | ホシガレイ  |   |
|                   | マアナゴ   |   |
| マガレイ              |  |   |
| マコガレイ             |  |   |
| マコチ               |  |   |
| マダラ               |  |   |
| ムシガレイ             |  |   |
| ムラソイ              |  |   |
| メイトガレイ            |  |   |
| ビノスガイ             |  |   |
| キタムラサキウニ          |  |   |
| ナガソカ              |  |   |
| マツカワ              | H24.7.12～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域              |   |
| ホシザメ              | H24.7.26～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域              |   |
| シヨウサイフグ           | H24.8.23～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域              |   |
| サヨリ               | H25.2.14～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域              |   |
| 肉                 | 牛の肉  | H23.7.19～<br>H23.8.25一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)  |
|                   | イノシシの肉   | H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村   |
|                   |  | H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川根町、大玉村  |
|                   | カルガモの肉   | H23.12.2～: 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、楨町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村                             |
|                   | キジの肉   | H25.1.30～: 全域   |
|                   | クマの肉   | H25.1.30～: 全域   |
|                   |  | H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川根町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、楨町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 |
| ノウサギの肉            | H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝坂村             |   |
| ヤマドリ肉             | H25.1.30～: 全域  |   |
|                   | H24.11.13～: 全域   |   |

※ の箇所は、出荷制限の対象







原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月9日現在

| 栃木県   |                    | 出荷制限   |
|---|--------------------|--|
| 水産物   | ヤマメ(養殖を除く。)        | H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)<br>H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。)   |
|   | イワナ(養殖を除く。)        | <b>H24.6.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)</b><br>H24.5.7～H24.9.28解除：大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)   |
|   | ウグイ(養殖を除く。)        | H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)<br>H24.5.30～H25.1.23解除：武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)  |
| 肉   | 牛の肉                | <b>H23.8.2</b> ～： <b>全域</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)<br>H23.8.25一部解除   |
|   | イノシシの肉             | <b>H23.12.2</b> ～： <b>全域</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)<br>H23.12.9一部解除   |
|   | シカの肉               | <b>H23.12.2</b> ～： <b>全域</b>   |
| その他   | 茶                  | <b>H23.8.2</b> ～： <b>鹿沼市</b><br>H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市<br>H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市   |
| 群馬県   |                    | 出荷制限   |
| 農産物   | ホウレンソウ             | H23.3.21～4.8解除：全域  |
|   | カキナ                | H23.3.21～4.8解除：全域  |
|   | キノコ類(野生のものに限る。)    | <b>H24.9.25</b> ～： <b>沼田市、東吾妻町、榛郷村</b><br><b>H24.10.10</b> ～： <b>高山村</b><br><b>H24.10.16</b> ～： <b>安中市</b><br><b>H24.10.23</b> ～： <b>長野原町</b><br><b>H24.11.13</b> ～： <b>みなかみ町</b>                    |
| 水産物   | ヤマメ(養殖を除く。)        | <b>H24.4.27</b> ～： <b>吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)</b><br>H24.4.27～H24.11.9解除：源根川(支流を含む。)<br>H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)及び碓氷川(支流を含む。)  |
|   | イワナ(養殖を除く。)        | <b>H24.8.8</b> ～： <b>吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)</b> 及び <b>源根川(支流を含む。)</b><br>H24.6.8～H24.11.9解除：馬川のうち川田橋の上流(支流を含む。)  |
| 肉   | イノシシの肉             | <b>H24.10.10</b> ～： <b>全域</b>  |
|   | クマの肉               | <b>H24.9.10</b> ～： <b>全域</b>   |
|   | シカの肉               | <b>H24.11.14</b> ～： <b>全域</b>  |
|   | ヤマドリ肉              | <b>H26.1.23</b> ～： <b>全域</b>   |
| その他   | 茶                  | <b>H23.6.30</b> ～： <b>渋川市</b><br>H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市   |
| 埼玉県   |                    | 出荷制限   |
| 農産物   | キノコ類(野生のものに限る。)    | <b>H24.10.16</b> ～： <b>横瀬町、皆野町</b><br><b>H24.10.29</b> ～： <b>ときがわ町</b><br><b>H24.11.5</b> ～： <b>鳩山町</b>  |
| 千葉県   |                    | 出荷制限   |
| 農産物   | ホウレンソウ             | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町  |
|   | ジュンギク、テンゲンサイ、サンバセリ | H23.4.4～4.22解除：旭市  |
|   | セルリー               | H23.4.4～4.22解除：旭市  |
|   | タケノコ               | <b>H24.4.5</b> ～： <b>市原市、木更津市</b>  |
|   |                    | <b>H24.4.6</b> ～： <b>我孫子市、栗野町</b>  |
|   |                    | <b>H24.4.11</b> ～： <b>柏市、白井市、八千代市</b>  |
|   |                    | <b>H24.4.12</b> ～： <b>船橋市</b><br><b>H24.4.18</b> ～： <b>芝山町</b>   |
|   | 原木シイタケ(露地栽培)       | <b>H23.10.11</b> ～： <b>我孫子市、君津市</b>  |
|   |                    | <b>H23.11.18</b> ～： <b>流山市</b><br><b>H23.12.22</b> ～： <b>佐倉市</b>   |
|   |                    | <b>H24.2.23</b> ～： <b>印西市</b><br><b>H24.4.10</b> ～： <b>白井市</b>   |
| <b>H24.4.18</b> ～： <b>千葉市、八千代市</b><br><b>H24.5.16</b> ～： <b>山武市</b><br><b>H24.11.14</b> ～： <b>富津市</b> |                    |  |
| <b>H24.5.16</b> ～： <b>山武市</b><br><b>H24.11.14</b> ～： <b>富津市</b>                                       |                    |  |
| <b>H24.12.14</b> ～： <b>君津市</b>  |                    |  |
| 水産物   | ギンナ                | <b>H24.7.19</b> ～： <b>手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)</b>  |
| 肉   | イノシシの肉             | <b>H24.11.5</b> ～H25.1.18一部解除： <b>全域</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)<br><b>H23.8.2</b> ～： <b>成田市</b><br>H23.6.2～9.7解除：大塚白里町  |
| その他   | 茶                  | H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市<br>H23.6.2～H24.5.25解除：八街市<br>H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市   |
| 神奈川県  |                    | 出荷制限   |
| その他   | 茶                  | H23.6.2～8.29解除：南足柄市<br>H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町<br>H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村<br>H23.6.23～10.26解除：相模原市<br>H23.6.27～10.26解除：中井町<br>H23.6.2～11.1解除：小田原市<br>H23.6.2～11.10解除：真鶴町<br>H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町 |
| 新潟県   |                    | 出荷制限   |
| 肉   | クマの肉               | <b>H24.11.5</b> ～： <b>全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)</b>  |
| 山梨県   |                    | 出荷制限   |
| 農産物   | キノコ類(野生のものに限る。)    | <b>H24.10.26</b> ～： <b>富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村</b>  |
| 長野県   |                    | 出荷制限   |
| 農産物   | キノコ類(野生のものに限る。)    | <b>H24.9.20</b> ～： <b>軽井沢町、御代田町</b><br><b>H24.10.1</b> ～： <b>小淵町、南牧村</b><br><b>H24.10.11</b> ～： <b>佐久市</b>   |
| 静岡県   |                    | 出荷制限   |
| 農産物   | キノコ類(野生のものに限る。)    | <b>H24.11.5</b> ～： <b>御殿場市、小山町</b>   |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年5月9日現在

| 福島県             |   | 摂取制限   |
|-----------------|---|--|
| 野菜              | 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)   | H23.3.23～ 下配の地域以外  |
|                 |   | H23.3.23～5.4解除： 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村  |
|                 |   | H23.3.23～5.11解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村   |
|                 |   | H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。) |
|                 |   | H23.3.23～6.1解除： 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村  |
|                 |   | H23.3.23～6.23解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村  |
|                 | 結球性葉菜類(キャベツ等)   | H23.3.23～11.4解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)  |
|                 |   | H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)  |
|                 |   | H23.3.23～ 下配の地域以外  |
|                 |   | H23.3.23～4.27解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村   |
|                 |   | H23.3.23～5.4解除： 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村   |
|                 |   | H23.3.23～5.11解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村   |
|                 | アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)   | H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。) |
|                 |   | H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)   |
|                 |   | H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)  |
|                 |   | H23.3.23～ 下配の地域以外  |
|                 |   | H23.3.23～4.27解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村  |
|                 |   | H23.3.23～5.4解除： いわき市   |
| 原木しいたけ(露地)      | H23.3.23～5.11解除： 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村  |  |
|                 | H23.3.23～5.18解除： 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榑枝岐村、只見町  |  |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.3.23～6.15解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 |  |
|                 | H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)  |  |
|                 | H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)   |  |
| 水産物             | H23.4.13～： 飯館村  |  |
|                 | H23.9.6～： 棚倉町(※養殖場に限る)  |  |
|                 | H23.9.15～： いわき市、棚倉町   |  |
| 肉               | H23.9.20～： 南相馬市   |  |
|                 | H23.4.20～<br>H24.6.22解除： 全域   |  |
| イカナゴの稚魚         | H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)  |  |
|                 | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、磐梯町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村   |  |
| ヤマメ(養殖を除く。)     | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村  |  |
|                 | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村  |  |

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象